

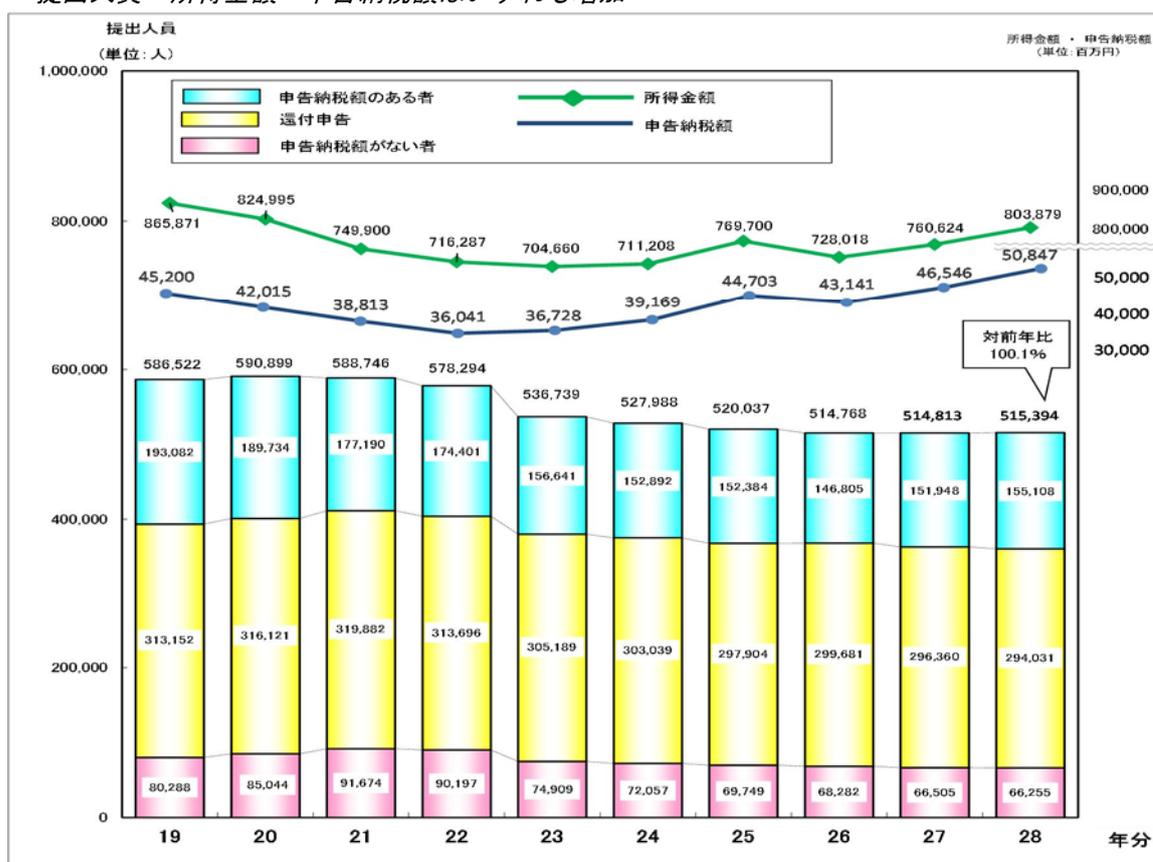
平成28年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について

I 確定申告の状況

1 所得税等の申告状況

(1) 所得税及び復興特別所得税の状況

=提出人員・所得金額・申告納税額はいずれも増加=



(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

平成28年分所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告書の提出人員は515,394人で、平成27年分(514,813人)から581人増加(+0.1%)しました。

このうち、申告納税額のある者(納税人員)は155,108人で、その所得金額の合計は8,038億7,923万円で、平成27年分(7,606億2,412万円)から432億5,511万円増加(+5.7%)し、平成21年分以降最高となっております。また、申告納税額は508億4,663万円で、平成27年分(465億4,608万円)から43億55万円増加(+9.2%)し、平成11年分以降最高となっております。

○ 所得者区分別の状況

イ 事業所得者

納税人員は 46,350 人で、その所得金額は 1,788 億 6,544 万円、申告納税額は 156 億 9,655 万円となっています。

これを平成 27 年分と比較すると、納税人員 (+0.2%)、所得金額 (+2.3%) 及び申告納税額 (+3.5%) はいずれも増加しました。

ロ 事業所得者以外

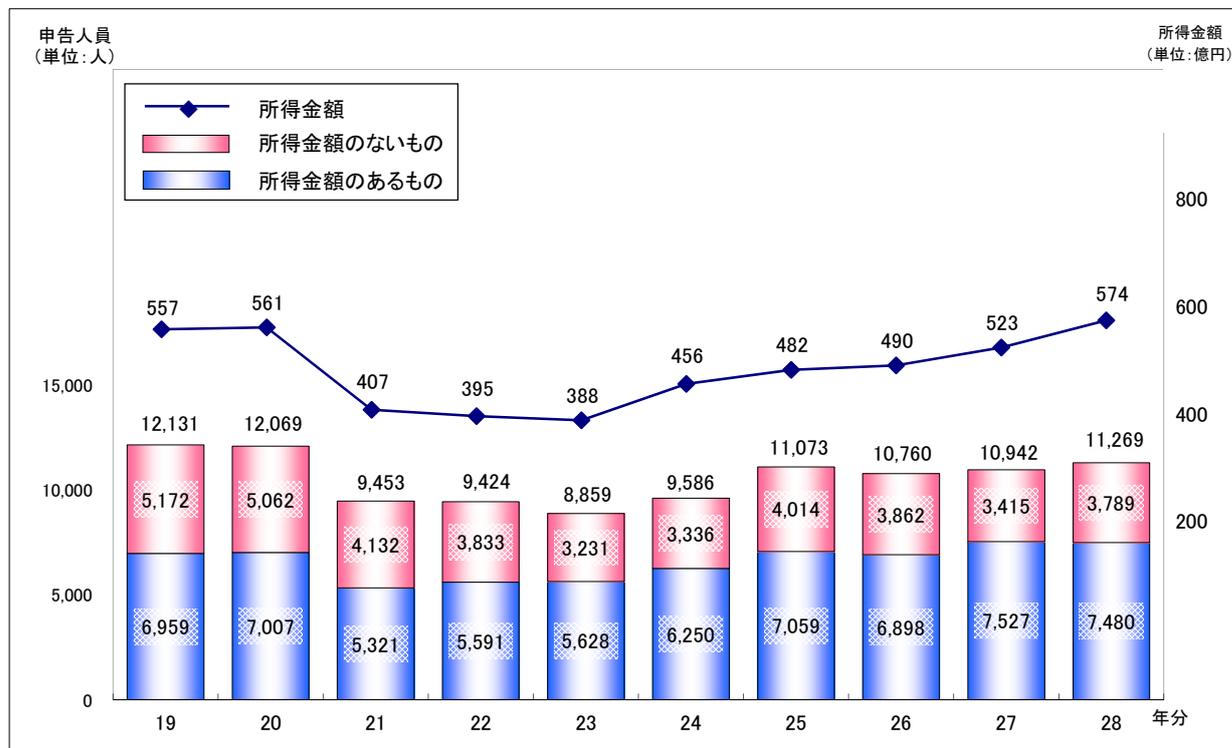
納税人員は 108,758 人で、その所得金額は 6,250 億 1,379 万円、申告納税額は 351 億 5,008 万円となっています。

これを平成 27 年分と比較すると、納税人員 (+2.9%)、所得金額 (+6.7%) 及び申告納税額 (+12.0%) はいずれも増加しました。

(2) 譲渡所得の申告状況

イ 土地等の譲渡所得

=申告人員・所得金額はいずれも増加、有所得人員は減少=



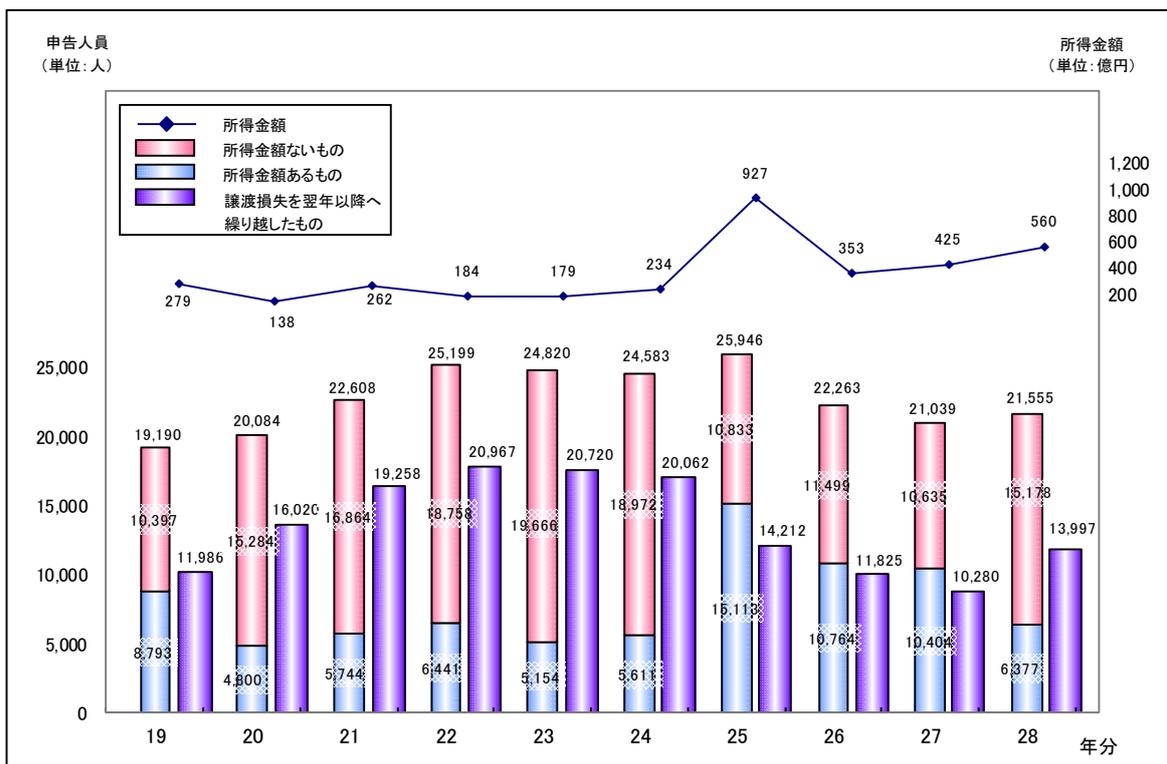
(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

確定申告書を提出した人員のうち、土地等の譲渡所得（総合譲渡を含む。）の申告人員は11,269人です。そのうち、所得金額のあるもの（有所得人員）は7,480人で、その所得金額は573億8,219万円となっています。

これを平成27年分と比較すると、申告人員（+3.0%）及び所得金額（+9.7%）は増加したものの、有所得人員（▲0.6%）は減少しました。

ロ 株式等の譲渡所得

＝申告人員・所得金額はいずれも増加、有所得人員は減少＝



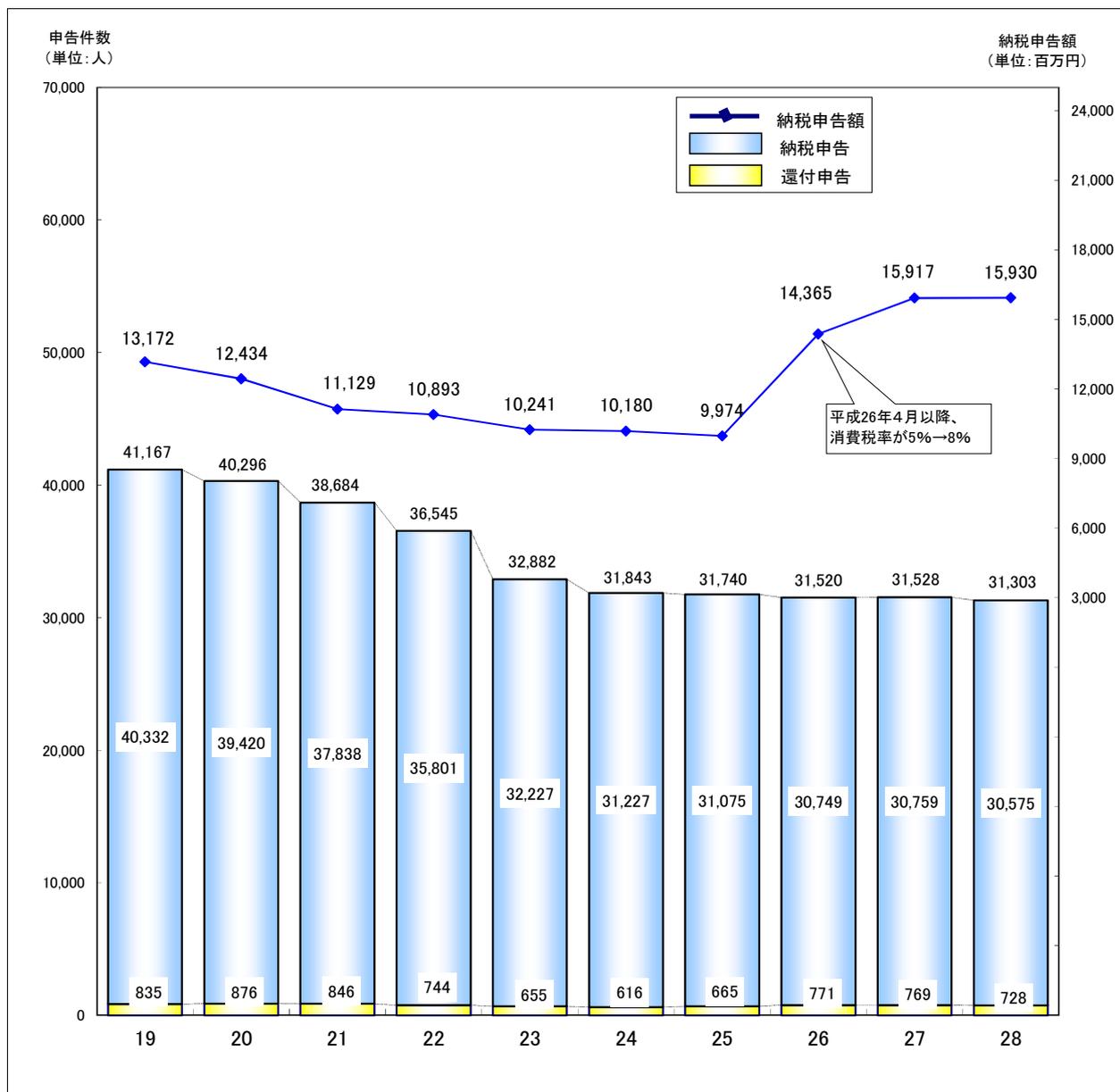
(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

確定申告書を提出した人員のうち、株式等の譲渡所得の申告人員は21,555人です。そのうち、有所得人員は6,377人で、その所得金額は560億4,168万円となっています。

これを平成27年分と比較すると、申告人員(+2.5%)及び所得金額(+31.8%)は増加したものの、有所得人員(▲38.7%)は減少しました。

2 個人事業者の消費税の申告状況

＝提出人員は減少、納税申告額は3年連続で増加（消費税導入後最高）＝



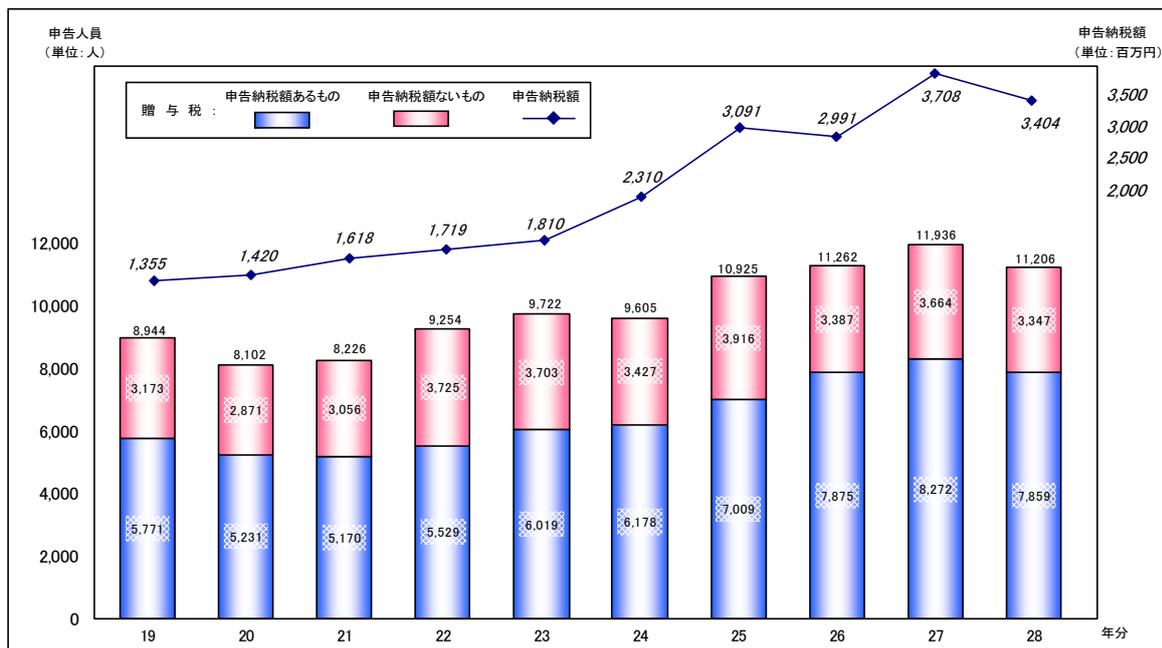
(注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

個人事業者の消費税の申告書の提出人員は 31,303 人で、平成 27 年分 (31,528 人) から 225 人減少 (▲0.7%) しました。納税申告額は 159 億 2,955 万円で、平成 27 年分 (159 億 1,680 万円) から 1,275 万円増加 (+0.1%) しました。納税申告額は、3 年連続増加し、消費税が導入された平成元年以降最高となりました。

3 贈与税の申告状況

(1) 贈与税の申告状況

＝申告人員・納税人員・申告納税額はいずれも前年分から減少＝



(注)1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
 2 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含んでいる。

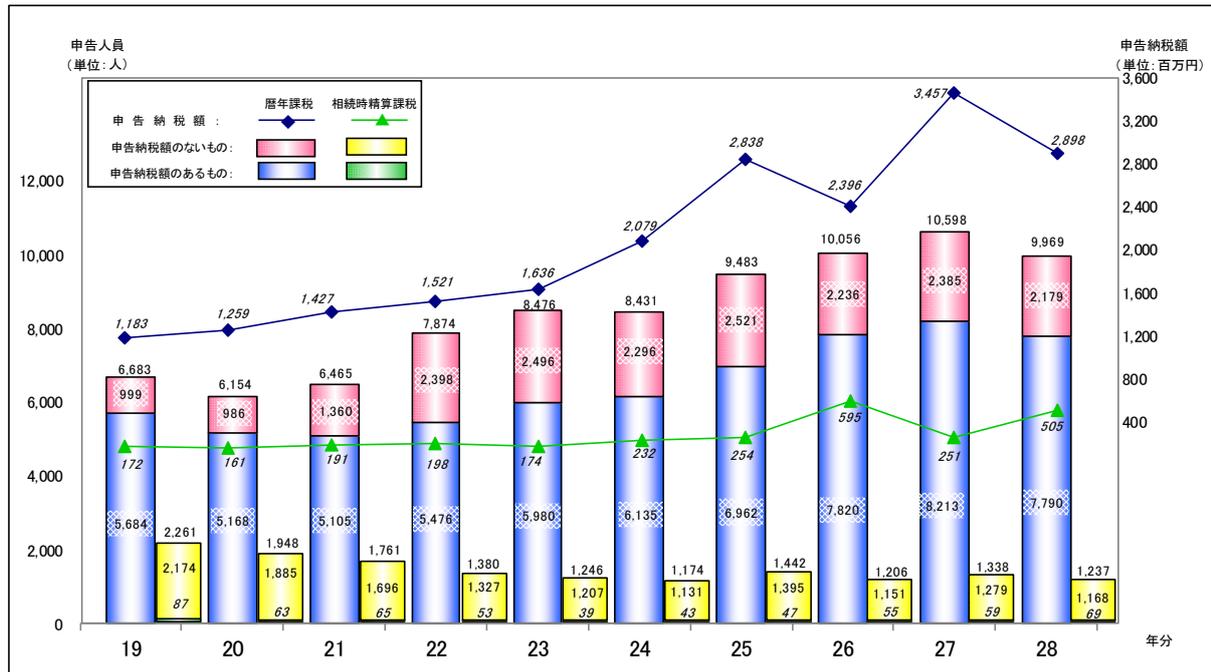
贈与税の申告書を提出した人員は11,206人です。そのうち申告納税額のあるもの(納税人員)は7,859人であり、その申告納税額は34億350万円となっています。

これを平成27年分と比較すると、申告人員(▲6.1%)、納税人員(▲5.0%)及び申告納税額(▲8.2%)はいずれも減少しました。

(2) 暦年課税及び相続時精算課税別の申告状況

＝暦年課税の申告人員、申告納税額はいずれも減少＝

＝相続時精算課税の申告人員は減少、申告納税額は大幅に増加＝



(注)1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 相続時精算課税に係る人員は、暦年課税との併用者を含んでいる。

《暦年課税の申告状況》

暦年課税を適用した申告人員は9,969人であり、申告納税額は28億9,832万円となっています。

これを平成27年分と比較すると、申告人員(▲5.9%)、申告納税額(▲16.1%)はいずれも減少しました。

《相続時精算課税の申告状況》

相続時精算課税を適用した申告人員は1,237人であり、申告納税額は5億518万円となっています。

これを平成27年分と比較すると、申告人員(▲7.5%)は減少したものの、申告納税額(+100.9%)は大幅に増加しました。

1 暦年課税の概要

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額（110万円）を控除した残額（基礎控除後の課税価格）について、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて贈与税額を計算するものです。

(1) 一般税率

父母や祖父母などの直系尊属以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や受贈者が贈与の年の1月1日において20歳未満である場合には、「一般税率」を適用して贈与税額を計算します。

(2) 特例税率

父母や祖父母などの直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。

2 相続時精算課税の概要

贈与財産から相続時精算課税の特別控除額を控除した残額に一定の税率を乗じて算出した金額の贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。

相続時精算課税は下記の要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。

なお、一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。

適用要件

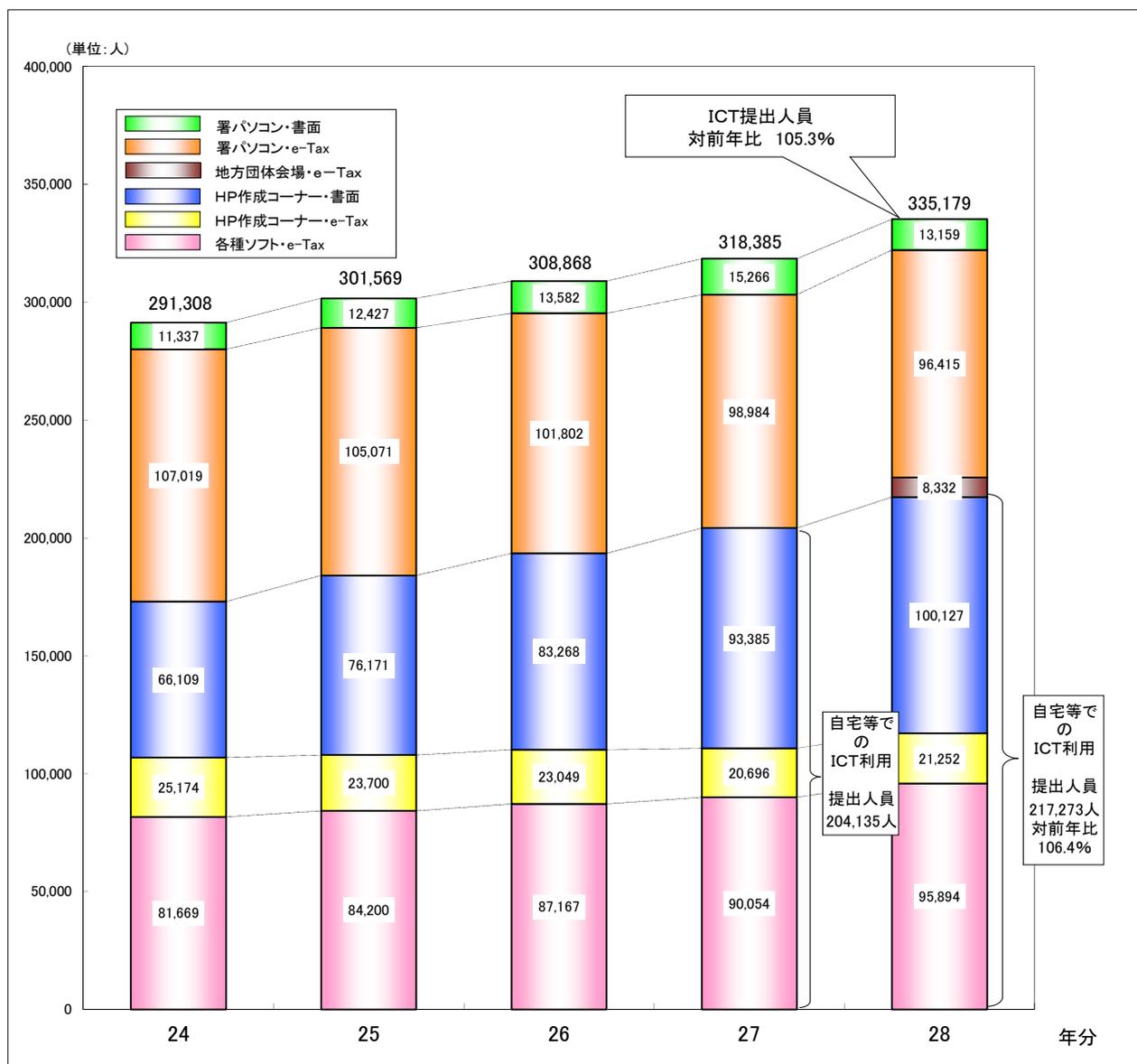
- ① 贈与者は60歳以上の者（父母や祖父母など）であること
- ② 受贈者は20歳以上で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫であること

II 各種施策の実施状況

1 ICTを利用した所得税等の確定申告書の提出人員の状況

＝ICTを利用した所得税等の確定申告書の提出人員は335,179人と増加＝

＝自宅等からのICTを利用した確定申告書の提出人員は217,273人と増加＝



(注) 翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員数である。

《ICTを利用した申告》

国税庁では、ホームページで申告書の作成ができるシステム（確定申告書等作成コーナー）を提供するなど、納税者の方々がICTを利用して簡易に申告できる環境を整備しております。

ICTを利用した所得税等の確定申告書の提出人員は335,179人で、平成27年分（318,385人）から16,794人（+5.3%）増加し、所得税等の確定申告書の提出人員（515,394人）に占める割合は3.2ポイント上昇して65.0%となりました。

《自宅等からの I C T を利用した申告》

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーや民間の会計ソフトで申告書を作成し、e-Tax を利用して送信又は郵送等により書面で提出することができます。

これらの I C T を利用して自宅等から所得税等の確定申告書を提出した人員は 217, 273 人で、平成 27 年分 (204, 135 人) から 13, 138 人増加 (+ 6. 4%) しました。

《地方団体からの電子申告》

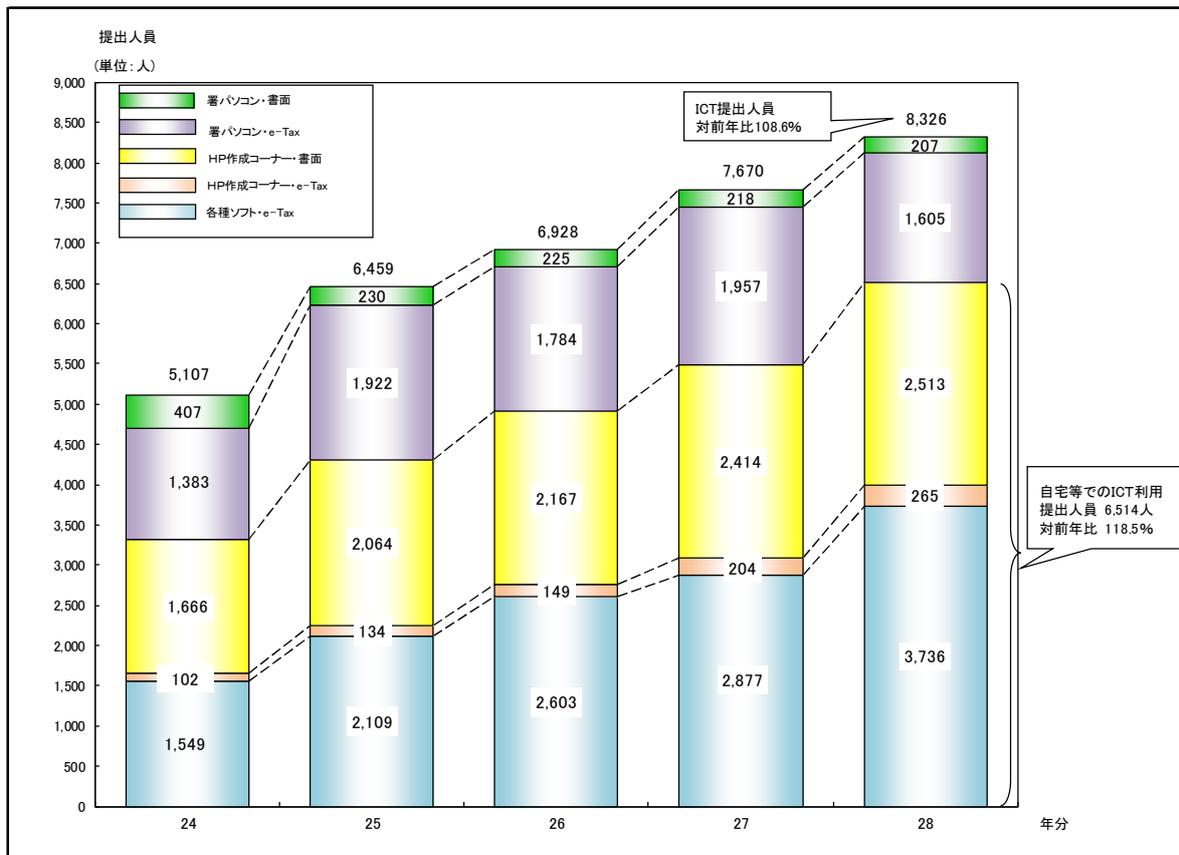
なお、これまで地方自治体が主催する申告相談会場においては、申告書を書面で印刷した上で、税務署への提出を行っていましたが、平成 28 年分からは、それらの会場から直接電子的に申告できるシステムを整備し、初年度においては、合計 8, 332 人分の申告が電子申告されました。

同システムの利用は、国及び地方の双方にとって行政の効率化につながることから、引き続き利用拡大に取り組みます。

2 ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員の状況

＝ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員は8,326人と増加＝

＝贈与税の申告書の提出人員に占めるICTを利用した提出人員は6,514人と増加＝



(注) 翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員数である。

《ICTを利用した申告》

ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員は8,326人で、平成27年分(7,670人)から656人(+8.6%)増加し、贈与税の申告書の提出人員(11,206人)に占める割合は10.0ポイント上昇して74.3%となりました。

《自宅等からのICTを利用した申告》

自宅等からのICTを利用した贈与税の申告書の提出人員については、6,514人(+18.5%)と増加しました。

3 所得税等確定申告へのマイナンバーの記載率

マイナンバー制度は、行政事務を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されたものです。

平成 28 年分の確定申告からマイナンバーの記載が必要となり、初年度の所得税等確定申告へのマイナンバー記載率は 87.0%となっております。

更なる記載率の向上に向けて、引き続き、広報・周知を徹底していくこととしております。

○ 参考資料

【国税局計】

(表1) 所得税等の確定申告書提出状況の推移

	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分
	人	人	人	人	人
申告納税額のある者	(▲ 2.4) 152,892	(▲ 0.3) 152,384	(▲ 3.7) 146,805	(+ 3.5) 151,948	(+ 2.1) 155,108
還付申告	(▲ 0.7) 303,039	(▲ 1.7) 297,904	(+ 0.6) 299,681	(▲ 1.1) 296,360	(▲ 0.8) 294,031
申告納税額がない者	(▲ 3.8) 72,057	(▲ 3.2) 69,749	(▲ 2.1) 68,282	(▲ 2.6) 66,505	(▲ 0.4) 66,255
合計	(▲ 1.6) 527,988	(▲ 1.5) 520,037	(▲ 1.0) 514,768	(+ 0.0) 514,813	(+ 0.1) 515,394

(注) 1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 かつこ書は、前年からの増減率である。

(表2) 所得税等の納税人員(申告納税額のある者)の申告状況の推移

	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分
	人	人	人	人	人
納税人員	(▲ 2.4) 152,892	(▲ 0.3) 152,384	(▲ 3.7) 146,805	(+ 3.5) 151,948	(+ 2.1) 155,108
	万円	万円	万円	万円	万円
所得金額	(+ 0.9) 71,120,849	(+ 8.2) 76,970,010	(▲ 5.4) 72,801,775	(+ 4.5) 76,062,412	(+ 5.7) 80,387,923
	万円	万円	万円	万円	万円
申告納税額	(+ 6.6) 3,916,878	(+ 14.1) 4,470,313	(▲ 3.5) 4,314,110	(+ 7.9) 4,654,608	(+ 9.2) 5,084,663

(注) 1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 かつこ書は、前年からの増減率である。

(表3-1) 所得税等の主たる所得区分別申告人員

	確定申告人員	増減率							
		申告納税額のある者	還付申告	申告納税額がない者					
	人	人	人	人	%	%	%	%	
合計	515,394	155,108	294,031	66,255	+ 0.1	+ 2.1	▲ 0.8	▲ 0.4	
所得区分別内訳	事業所得者	(18.6) 96,069	(29.9) 46,350	(6.5) 19,091	(46.2) 30,628	▲ 0.8	+ 0.2	▲ 0.1	▲ 2.7
	その他所得者	(81.4) 419,325	(70.1) 108,758	(93.5) 274,940	(53.8) 35,627	+ 0.3	+ 2.9	▲ 0.8	+ 1.7
	不動産所得者	(5.1) 26,248	(11.5) 17,820	(0.9) 2,731	(8.6) 5,697	+ 1.3	+ 1.9	+ 2.1	▲ 0.8
	給与所得者	(43.5) 224,320	(40.6) 62,944	(51.6) 151,615	(14.7) 9,761	+ 1.2	+ 4.6	▲ 0.3	+ 5.0
	雑所得者	(30.1) 154,938	(13.7) 21,288	(38.8) 114,231	(29.3) 19,419	▲ 0.0	+ 1.7	▲ 0.5	+ 1.0
	上記以外	(2.7) 13,819	(4.3) 6,706	(2.2) 6,363	(1.1) 750	▲ 11.2	▲ 6.0	▲ 16.9	▲ 2.7

(注) 1 いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 かつこ書は、合計に対する割合(構成比)である。

3 増減率は、平成27年分に対するものである。

(表3-2) 所得税等の主たる所得区分別所得金額等

	所得金額			申告納税額	還付税額	増減率					
	所得金額	申告納税額のある者				所得金額		税額			
		申告納税額のある者	還付申告			納税	還付	納税	還付		
合計	万円	万円	万円	万円	万円	%	%	%	%	%	
合計	156,229,303	80,387,923	70,975,504	5,084,663	2,027,971	+ 3.1	+ 5.7	+ 0.3	+ 9.2	▲ 2.1	
所得区分別内訳	事業所得者	(15.2) 23,800,630	(22.3) 17,886,544	(5.7) 4,011,439	(30.9) 1,569,655	(21.9) 444,453	+ 1.7	+ 2.3	+ 0.4	+ 3.5	▲ 0.2
	その他所得者	(84.8) 132,428,673	(77.7) 62,501,379	(94.3) 66,964,065	(69.1) 3,515,008	(78.1) 1,583,518	+ 3.3	+ 6.7	+ 0.3	+ 12.0	▲ 2.6
	不動産所得者	(5.5) 8,539,064	(9.7) 7,825,552	(0.5) 386,255	(13.0) 660,647	(0.8) 15,649	+ 1.2	+ 1.4	▲ 2.1	▲ 0.3	+ 2.3
	給与所得者	(58.4) 91,219,777	(46.9) 37,725,308	(72.8) 51,673,402	(22.6) 1,147,146	(52.3) 1,060,652	+ 2.5	+ 3.5	+ 1.5	+ 4.5	▲ 0.1
	雑所得者	(12.1) 18,913,534	(5.3) 4,265,031	(19.6) 13,889,049	(1.7) 86,032	(20.7) 420,377	▲ 0.4	+ 0.1	▲ 0.6	▲ 3.6	+ 0.8
	上記以外	(8.8) 13,756,298	(15.8) 12,685,488	(1.4) 1,015,359	(31.9) 1,621,183	(3.3) 86,840	+ 17.6	+ 25.0	▲ 32.0	+ 25.8	▲ 33.5

(注) 1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
 2 かっこ書は、合計に対する割合(構成比)である。
 3 増減率は、平成27年分に対するものである。

(表4-1) 土地等の譲渡所得の申告状況

	平成27年分				平成28年分				増減率			
	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり
土地等	人	人	万円	万円	人	人	万円	万円	%	%	%	%
土地等	10,942	7,527	5,231,617	695	11,269	7,480	5,738,219	767	+3.0	▲ 0.6	+9.7	+10.4

(注) 1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
 2 総合譲渡所得に係る計数を含んでいる。

(表4-2) 株式等の譲渡所得の申告状況

	平成27年分				平成28年分				増減率			
	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり	申告人員	有所得人員	所得金額	1人当たり
株式等	人	人	万円	万円	人	人	万円	万円	%	%	%	%
株式等	10,280 21,039	10,404	4,252,519	409	13,997 21,555	6,377	5,604,168	879	+36.2 +2.5	▲ 38.7	+31.8	+114.9

(注) 1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
 2 上段は、譲渡損失を翌年以降へ繰り越したものの計数である。

(表5)個人事業者の消費税の申告状況

	平成27年分			平成28年分			増減率		
	申告件数	税 額	1件当たり	申告件数	税 額	1件当たり	件数	税額	1件当たり
	件	万円	万円	件	万円	万円	%	%	%
納税申告	(97.6) 30,759	外 429,139 1,591,680	52	(97.7) 30,575	外 429,538 1,592,955	52	▲ 0.6	+ 0.1	+ 0.7
還付申告	(2.4) 769	外 12,156 45,041	59	(2.3) 728	外 12,759 47,535	65	▲ 5.3	+ 5.5	+ 11.5
計	(100.0) 31,528	—		(100.0) 31,303	—		▲ 0.7	—	—

(注) 1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 外書は、地方消費税である。

3 カッコ書は、合計に対する割合(構成比)である。

(表6)贈与税の申告状況

	平成27年分				平成28年分				増減率			
	申告 人員	納 税 人員	申 告 納税額	1 人 当たり	申告 人員	納 税 人員	申 告 納税額	1 人 当たり	申告 人員	納 税 人員	申 告 納税額	1 人 当たり
	人	人	万円	万円	人	人	万円	万円	%	%	%	%
合計	11,936	8,272	370,790	45	11,206	7,859	340,350	43	▲ 6.1	▲ 5.0	▲ 8.2	▲ 4.4
暦年課税	10,598	8,213	345,645	42	9,969	7,790	289,832	37	▲ 5.9	▲ 5.2	▲ 16.1	▲ 11.9
特例税率	5,249	4,697			4,987	4,420			▲ 5.0	▲ 5.9		
一般税率	5,349	3,516			4,982	3,370			▲ 6.9	▲ 4.2		
相続時精算課税	1,338	59	25,145	426	1,237	69	50,518	732	▲ 7.5	+ 16.9	+ 100.9	+ 71.8

(注) 1 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 暦年課税のうち、特例税率に係る人員には、一般税率との併用者を含む。

3 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含んでいる。

(表6-1)住宅取得等資金の非課税の申告状況

平成27年分			平成28年分			増減率		
申告 人員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額	申告 人員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額	申告 人員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額
人	万円	万円	人	万円	万円	%	%	%
1,724	1,563,231	1,501,940	1,610	1,371,091	1,261,012	▲ 6.6	▲ 12.3	▲ 16.0

(注) 両年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(表7)ICTを利用した所得税等の申告書の提出人員

	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分
確定申告人員	人 527,988	人 520,037	人 514,768	人 514,813	人 515,394
ICT利用人員	(55.2) 291,308	(58.0) 301,569	(60.0) 308,868	(61.8) 318,385	(65.0) 335,179
自宅等でのICT利用	(32.8) 172,952	(35.4) 184,071	(37.6) 193,484	(39.7) 204,135	(42.2) 217,273
各種ソフト・e-Tax	81,669	84,200	87,167	90,054	95,894
HP作成コーナー・e-Tax	25,174	23,700	23,049	20,696	21,252
HP作成コーナー・書面	66,109	76,171	83,268	93,385	100,127
地方から国へのデータ引継	-	-	-	-	8,332
署でのICT利用	(22.4) 118,356	(22.6) 117,498	(22.4) 115,384	(22.2) 114,250	(21.3) 109,574
署パソコン・e-Tax	107,019	105,071	101,802	98,984	96,415
署パソコン・書面	11,337	12,427	13,582	15,266	13,159

(注)1 いずれも翌年3月末日までに所得税等の確定申告書を提出した人員である。

2 かつこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。

(表8)ICTを利用した贈与税の申告書の提出人員

	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	平成28年分
申告人員	人 9,605	人 10,925	人 11,262	人 11,936	人 11,206
ICT利用人員	(53.2%) 5,107	(59.1%) 6,459	(61.5%) 6,928	(64.3%) 7,670	(74.3%) 8,326
自宅等でのICT利用	(34.5%) 3,317	(39.4%) 4,307	(43.7%) 4,919	(46.0%) 5,495	(58.1%) 6,514
各種ソフト・e-Tax	1,549	2,109	2,603	2,877	3,736
HP作成コーナー・e-Tax	102	134	149	204	265
HP作成コーナー・書面	1,666	2,064	2,167	2,414	2,513
署でのICT利用	(18.6%) 1,790	(19.7%) 2,152	(17.8%) 2,009	(18.2%) 2,175	(16.2%) 1,812
署パソコン・e-Tax	1,383	1,922	1,784	1,957	1,605
署パソコン・書面	407	230	225	218	207

(注)1 いずれも翌年3月末日までに贈与税の申告書を提出した人員である。

2 かつこ書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

(表9)閉庁日における申告相談等の状況(所得税等)

	平成27年分		平成28年分		増減率	
	相談件数	申告書 受付件数	相談件数	申告書 受付件数	相談件数	申告書 受付件数
1回目 (28年分:2月19日)	(54.0) 1,447	(54.0) 2,108	(49.4) 1,282	(49.4) 1,757	▲ 11.4	▲ 16.7
2回目 (28年分:2月26日)	(46.0) 1,233	(46.0) 1,841	(50.6) 1,313	(50.6) 1,974	+ 6.5	+ 7.2
計	(100.0) 2,680	(100.0) 3,949	(100.0) 2,595	(100.0) 3,731	▲ 3.2	▲ 5.5

(注) かつこ書は、合計に対する割合(構成比)である。